

令和元年11月28日提出

# 令和元年12月市議会定例会議案

木更津市



## 令和元年 1 2 月市議会定例会議案目録

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第 9 1 号	専決処分の承認を求めることについて	財 務 部	別冊
議案第 9 2 号	専決処分の承認を求めることについて	経 済 部	別冊
議案第 9 3 号	専決処分の承認を求めることについて	都市整備部	別冊
議案第 9 4 号	専決処分の承認を求めることについて	財 務 部	別冊
議案第 9 5 号	令和元年度木更津市一般会計補正予算（第 5 号）	財 務 部	別冊
議案第 9 6 号	令和元年度木更津市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	市 民 部	別冊
議案第 9 7 号	令和元年度木更津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	市 民 部	別冊
議案第 9 8 号	令和元年度木更津市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	福 祉 部	別冊
議案第 9 9 号	令和元年度木更津市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	都市整備部	別冊
議案第 1 0 0 号	人権擁護委員候補者の推薦について	総 務 部	1
議案第 1 0 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	総 務 部	2
議案第 1 0 2 号	木更津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	福 祉 部	3
議案第 1 0 3 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部	4
議案第 1 0 4 号	木更津市税条例の一部を改正する条例の制定について	財 務 部	5

議案第105号	木更津市農林業災害復旧事業分担金条例の一部を改正する条例の制定について	経 済 部	7
議案第106号	木更津市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について	都市整備部	8
議案第107号	財産（土地）の貸付について	総 務 部	10
議案第108号	財産（土地）の貸付について	総 務 部	11
議案第109号	財産（建物）の譲渡について	総 務 部	12
議案第110号	財産（建物）の貸付について	総 務 部	13
議案第111号	木更津市民会館の指定管理者の指定について	総 務 部	14
議案第112号	木更津市市民活動支援センターの指定管理者の指定について	市 民 部	15
議案第113号	木更津市健康増進センターの指定管理者の指定について	健 康 こども部	16
議案第114号	工事請負変更契約の締結について	総 務 部	17
議案第115号	業務委託契約の締結について	都市整備部	18
議案第116号	市道路線の認定について	都市整備部	19

議案第100号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
	小 川 雅 義	

令和元年11月28日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員小川雅義氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、同氏を再度委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第101号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
	安 田 正 幸	

令和元年11月28日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員小原俊郎氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、安田正幸氏を後任の委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第 102 号

木更津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について  
木更津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和元年 11 月 28 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

木更津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例（昭和 60 年木更津市条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（附属機関設置条例の一部改正）

- 2 附属機関設置条例（昭和 34 年木更津市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表木更津市あけぼの園民営化事業者選定委員会の項を削る。

（木更津市行政手続条例の一部改正）

- 3 木更津市行政手続条例（平成 9 年木更津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「福祉作業所及び」を削る。

提案理由

木更津市福祉作業所の民営化に伴い、条例を廃止しようとするものである。

## 議案第103号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月28日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

## 木更津市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年木更津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3投票管理者の項中「12,300」を「12,800」に改め、同表期日前投票所投票管理者の項中「11,200」を「11,300」に改め、同表不在者投票外部立会人の項目の目中「10,700」を「10,900」に改め、同項時間の目中「1,258」を「1,282」に、「10,700円」を「10,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

## 提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号）の施行に伴い、投票管理者、期日前投票所投票管理者及び不在者投票外部立会人の報酬額を引き上げるため、関係条文の整備をしようとするものである。



議案第 104 号

木更津市税条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 11 月 28 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市税条例の一部を改正する条例

木更津市税条例（昭和 36 年木更津市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 4 に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人に対する法人税割の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。
  - (1) 資本金等の額（法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額をいう。以下この条において同じ。）が 1 億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 100 分の 8.4
  - (2) 資本金等の額が 5 千万円を超え 1 億円以下の法人 100 分の 7.2
- 3 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額は、法第 321 条の 8 第 1 項の規定によつて申告納付すべき法人にあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第 4 項の規定によつて申告納付すべき法人にあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における資本金等の額とする。

第 147 条に次の 1 号を加える。

  - (4) 市長が指定した災害の被災者及びその介添者並びに復興支援を行う者（市長が指定する期間内の入湯に限る。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 147 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（木更津市法人市民税の特例に関する条例の廃止）
- 2 木更津市法人市民税の特例に関する条例（昭和 55 年木更津市条例第 5 号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例による改正後の木更津市税条例第34条の4の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

法人税割に係る市民税の不均一超過課税の特例期間を廃止すること及び市長が指定する災害の被災者等の入湯税を非課税とすることに伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第105号

木更津市農林業災害復旧事業分担金条例の一部を改正する条例の制定について  
木更津市農林業災害復旧事業分担金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月28日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市農林業災害復旧事業分担金条例の一部を改正する条例

木更津市農林業災害復旧事業分担金条例（平成20年木更津市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農地」の次に「、農業用施設」を加える。

第2条第1号中「（農地の災害復旧事業に限る。）」を削る。

第3条第1号中「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第1項に規定する農地について権利を有する者で、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

農業用施設に対する災害復旧事業を分担金の徴収の対象とするため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第106号

木更津市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月28日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例

木更津市営住宅設置管理条例（平成9年木更津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

第6条第1項第2号ア中「214,000円」を「259,000円」に改める。

第7条に次の1項を加える。

- 2 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる市営住宅の入居者は、前条第1項第2号、第3号及び第6号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

第12条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、」を削り、「保証人」を「連絡先となるもの」に改め、同条第3項中「保証人」を「連絡先となるもの」に改める。

第16条第3項中「申告」の次に「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加える。

第20条中第4項を第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の使用料」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。

第21条第1項中「(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は」を「は、その修繕に要する費用を入居者が負担するものとして市長が規則で定めるものを除いて」に改める。

第22条第4号中「規定する」を「より市が負担することとされている」に改める。

第41条第3項中「年5%の割合」を「法定利率」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条、第7条及び第16条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第107号

財産（土地）の貸付について

市は、次の土地を適正な対価なくして貸付する。

令和元年11月28日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

1 土地の表示

所 在 木更津市潮見二丁目13番5、13番6、13番7、13番8

地 目 宅地

地 積 2,581.17㎡

2 貸付の金額 年額961,740円

3 貸付の期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日

4 貸付の相手方 千葉県市原市今富1110番地1

社会福祉法人佑啓会

理事長 里見 吉英

提案理由

木更津市福祉作業所（木更津市あけぼの園）を民営化することに伴い、市が保有する財産（土地）を適正な対価なくして貸付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第108号

財産（土地）の貸付について

市は、次の土地を適正な対価なくして貸付する。

令和元年11月28日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

1 土地の表示

所 在 木更津市有吉929番、930番1、930番2、931番、932番1、  
932番3、933番1、933番2、934番1、934番2、935  
番1、935番2、936番、937番、938番、939番、940番、  
948番2、1884番1、1886番1、2110番

地 目 学校用地

地 積 17,064.37㎡

2 貸付の金額 年額1,200,000円

3 貸付の期間 貸付開始日から10年間

4 貸付の相手方 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場2924番地（47街区1-3画地）  
ローヴァーズ株式会社  
代表取締役 カレン・ロバート

提案理由

木更津市立中郷中学校跡地の活用に伴い、市が保有する財産（土地）を適正な対価なくして貸付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第109号

財産（建物）の譲渡について

市は、次の建物を適正な対価なくして譲渡する。

令和元年11月28日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 建物の表示

種 類	作業所
所 在	木更津市潮見二丁目13番地5、13番地6
構 造	鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積	738.95㎡

2 譲渡の金額 無償

3 譲渡の相手方 千葉県市原市今富1110番地1  
社会福祉法人佑啓会  
理事長 里見 吉英

提案理由

木更津市福祉作業所（木更津市あけぼの園）を民営化することに伴い、市が保有する財産（建物）を適正な対価なくして譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条第1項第6号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。



## 議案第110号

財産（建物）の貸付について

市は、次の建物を適正な対価なくして貸付する。

令和元年11月28日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

### 1 建物の表示

#### 物件1

種 類	中学校（校舎）
所 在	木更津市有吉932番地
構 造	鉄筋コンクリート造2階建
延床面積	730.66㎡

#### 物件2

種 類	屋内運動場
所 在	木更津市有吉932番地
構 造	鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積	1,138.41㎡

- |          |  |
|----------|--|
| 2 貸付の金額  | 無償   |
| 3 貸付の期間  | 貸付開始日から10年間  |
| 4 貸付の相手方 | 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場2924番地（47街区1-3画地）<br>ローヴァーズ株式会社<br>代表取締役 カレン・ロバート |

### 提案理由

木更津市立中郷中学校跡地の活用に伴い、市の所有する財産（建物）を適正な対価なくして貸付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 1 1 1 号

木更津市民会館の指定管理者の指定について  
指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津市民会館

木更津市貝淵二丁目 1 3 番 4 0 号

2 指定管理者となる団体

東京都港区虎ノ門二丁目 2 番 5 号

株式会社ケイミックスパブリックビジネス

代表取締役 橋本 鉄司

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

木更津市民会館の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）  
第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 1 1 2 号

木更津市市民活動支援センターの指定管理者の指定について  
指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地  
木更津市市民活動支援センター  
木更津市中央一丁目 1 番 6 号 両総通運ビル内
- 2 指定管理者となる団体  
千葉県木更津市築地 1 番地 1 君津製鐵所ビジネスセンター 1 1 3 号  
三幸株式会社 南総営業所  
所長 佐々木 豊
- 3 指定の期間  
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

木更津市市民活動支援センターの指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 1 1 3 号

木更津市健康増進センターの指定管理者の指定について  
指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

木更津市健康増進センター

木更津市潮浜三丁目 1 番地

2 指定管理者となる団体

神奈川県川崎市幸区堀川町 5 8 0 番地

株式会社明治スポーツプラザ

代表取締役 後藤 聖治

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

木更津市健康増進センターの指定管理者を指定しようとするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

## 議案第114号

工事請負変更契約の締結について

市は、次のとおり工事請負変更契約を締結する。

令和元年11月28日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- 1 工 事 名 木更津市立小中学校空調整備事業
- 2 工 事 場 所 木更津市立木更津第一小学校ほか26校
- 3 工 事 概 要 対象施設における空調整備に係る実施設計業務及び施工業務  
(変更前対象施設)  
小学校15校 普通教室225室  
中学校12校 普通教室146室  
(変更後対象施設)  
小学校15校 普通教室228室、通級指導教室14室  
中学校12校 普通教室147室、配膳室7室
- 4 契 約 金 額 変更前 1,312,200,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)  
変更後 1,365,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)
- 5 契 約 の 相 手 方 綜和・小峯特定建設工事共同企業体  
(共同企業体の代表企業)  
木更津市桜井新町二丁目4番地16  
綜和熱学工業株式会社  
代表取締役 和田 啓

## 提案理由

平成31年3月20日に可決された木更津市立小中学校空調整備事業に係る工事請負契約の変更契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年木更津市条例第9号)第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 1 1 5 号

業務委託契約の締結について

市は、次のとおり業務委託契約を締結する。

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- 1 業務委託名 木更津市清見台 2 号幹線建設事業に伴う久留里線祇園・上総清川間第一久留里街道踏切下への雨水管路横断工事に係る業務委託
- 2 業務委託の場所 木更津市祇園 6 4 2 番地先
- 3 業務委託の概要 J R 久留里線第一久留里街道踏切下推進工事の施工及び施工監理
- 4 契約金額 2 3 4, 8 8 5, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税額を含む。)
- 5 契約の相手方 千葉県千葉市中央区弁天二丁目 2 3 番 3 号  
東日本旅客鉄道株式会社  
執行役員千葉支社長 西田 直人
- 6 契約の方法 随意契約

提案理由

木更津市清見台 2 号幹線建設事業に伴う久留里線祇園・上総清川間第一久留里街道踏切下への雨水管路横断工事に係る業務委託契約の締結に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 3 9 年木更津市条例第 9 号) 第 2 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 1 1 6 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、木更津市道路線を次のとおり認定する。

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

整理 番号	路 線 名	起 点
		終 点
1	市 道 2 5 0 0 号 線	高砂一丁目 3 2 2 2 番 8 地先
		高砂一丁目 3 2 2 2 番 5 地先
2	市 道 2 5 0 1 号 線	江川字 鯛田 7 8 7 番 1 2 地先
		江川字 鯛田 7 8 7 番 1 0 地先

提案理由

開発行為により築造された道路を市道に認定するため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。